

# 中国国家図書館所蔵の唐律断簡について-「目連救母変文」にふれて-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2017-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岡野, 誠 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/18466">http://hdl.handle.net/10291/18466</a>

中国国家図書館所蔵の唐律断簡について  
— 「目連救母変文」 にふれて —

岡野 誠☆

Some Fragments of *T'ang* Penal Code in the Tun-huang Mss, kept in  
the National Library of China, and some words in  
*Mahāmaudgalyāyana*

Makoto Okano

目 次

はじめに

- I. 職制律断簡の発見・紹介
- II. 職制律新断片の発見
- III. 「目連救母変文」断簡（麗字 85 号と霜字 89 号）について

小 結

## はじめに

山本達郎・池田温・岡野誠共編の *Tun-huang and Turfan Documents Concerning Social and Economic History, I Legal Texts A, B*, 1978, 80, The Toyo Bunko<sup>1)</sup> (以下 TTD・I と略す) は、編纂当時知られる限りの唐代法典断簡の類、すなわち律・律疏・令・格・式・職官表・判集等、合計 25 点を集成して、それらの写真に録文、校勘、解説を施し、文献目録を付載したものである。

それらのうち、当時北京図書館の所蔵であることが判明していたのは「開元 25 年名例律疏残卷」(河字 17 号) のみであった。<sup>2)</sup> しかしその後今日に至るまでに、中国国家図書館(旧北京図書館)所蔵の敦煌文献の中から、2 種類の法典断簡が見出だされている。その一つは、中田篤郎氏によって発見・紹介された「職制律断簡」(麗字 85 号貼付) である(後述)。他の一つは近年池田温氏によって発見・研究が行われた「開元戸部新格残簡」(周字 69 号) である。<sup>3)</sup>

本稿において私が主として取り扱う問題は、前述した中田氏発見の「職制律断簡」の確認と、その後の状況の進展であり、さらに関連して私にとっては専門外である「目連救母変文」という文学・仏教学の重要課題にも言及することとする。

なお本稿を草する契機となった 1994 年の北京滞在において、北京大学の武樹臣教授、栄新江教授、北京図書館の冀淑英女士、李際寧氏、中国社会科学院の方広鋤教授等多くの方々からご援助いただいたことに、心から感謝の意を表する(各位の所属は当時のもの)。

## I. 職制律断簡の発見・紹介

私はかつて「敦煌史料と唐代法典研究—西域発見の唐律・律疏断簡の再検討—」<sup>4)</sup> という一文を公表したことがある。その中で取り上げたものの一つが、中国国家図書館所蔵の職制律断簡(麗字 85 号貼付) であり、3 断片からなっている。

これらの 3 断片は、麗字 85 号の「目連救母変文」(擬題) の紙背に補修のために貼られたものである。これらの存在に初めて注目されたのは、前述したように中田篤郎氏で、同氏が編纂された『北京図書館蔵敦煌遺書総目録』(1983) 作製中に、マイクロフィルムの精査によって発見されたものである。

<sup>1)</sup> *Tun-huang and Turfan Documents Concerning Social and Economic History* (敦煌吐魯番社会経済資料集) のシリーズは全 5 巻からなる。I Legal Texts A, B (法制文献篇、前掲)、II Census Registers A, B (戸籍篇) 山本達郎・土肥義和共編、1984、85、III Contracts A, B (契約文書篇)、山本達郎・池田温共編、1986、87、IV *She Associations and Related Documents* (社文書篇) A 近刊、B 1988、V (補遺篇) 未刊、出版はすべて東洋文庫。

<sup>2)</sup> 拙稿「西域発見唐開元律疏断簡の再検討」(『法律論叢』明治大学、第 50 巻第 4 号、1977) 特に pp. 32~48、前掲 TTD・I の IX、劉俊文「敦煌吐魯番發現唐写本律及律疏残卷研究」(北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』中華書局、1982) pp. 528~595、同『敦煌吐魯番唐代法制文書考釈』中華書局、1989、pp. 123~148 等参照。

<sup>3)</sup> この開元戸部新格について、池田温氏はすでに 2 本の論文を発表されている。①「唐朝開元後期土地政策の一考察」(『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と民衆』汲古書院、1995)、②「北京図書館蔵開元戸部格残卷簡介」(『敦煌吐魯番学研究論集』書目文獻出版社、1996) で、①については関尾史郎氏の論評(『法制史研究』第 46 号、1997) が、②については私の論評がある(同誌、第 47 号、1998)。

<sup>4)</sup> 拙稿「敦煌資料と唐代法典研究—西域発見の唐律・律疏断簡の再検討—」(池田温編『敦煌漢文文献』(講座敦煌 5) 大東出版社、1992、pp. 507~532)。本稿は姚崇濤氏によって中国語に訳されている(「唐律研究之現階段—敦煌・吐魯番發現唐律・律疏断簡之再検討—」黄約瑟・劉健明共編『隋唐史論集』香港大学亞洲研究中心、1993、pp. 302~312) が、大変残念なことに誤植が目立つ。参照に当たっては日本語版を併せ見られるよう希望する。

中田氏によって見出された3断片は、幸いなことに綴合することができ、律文3行、前後の残画推補行をも含めれば全6行の律文が復元され、その内容は唐職制律(第39、40、41条)であることが明らかとなった。すなわち第39〔乗馱馬齎私物条〕、第40〔長官使人有犯条〕、第41〔用符節事訖条〕である。

このことについては、以下の文献に論じられている。

- a 中田篤郎「敦煌遺書中の唐律断片について」(同編『北京図書館蔵敦煌遺書総目録』1983、自家版) 巻末 pp. 1~3
- b 同『北京図書館蔵敦煌写経』中に存する唐律断片について(『東洋史苑』第23号、1984) pp. 103~107
- c 同「唐律断片小考」(同編『北京図書館蔵敦煌遺書総目録』1989、朋友書店) 逆頁 pp. 165~168

\* a b c は基本的に同一内容である。従って本稿では、最後のcに拠ることとする。

さらにこの中田論文を引用して当該職制律断簡に言及した論稿・著書に、以下のものがある。

池田温「最近における唐代法制資料の発見紹介」(唐代史研究会編『中国律令制の展開とその国家・社会との関係—周辺諸地域の場合を含めて—』1984、刀水書房) p. 65

劉俊文『敦煌吐魯番唐代法制文書考釈』(1989、中華書局) pp. 39~40<sup>5)</sup>

なお中田氏によれば、北京本敦煌文献に関しては、新旧二種のマイクロフィルムが存在し、この唐律断片は新マイクロフィルム(全144巻)にのみ存し、旧来のもの(全94巻)には見出せないという。幸い新マイクロフィルムに拠った黄永武氏主編の『敦煌宝蔵』(第110冊、340頁)によって、今日では容易にその影印を見ることが出来る(前掲拙稿518頁所載の写真2参照)。

ところでこれらの先行諸研究の議論は大いに傾聴すべきものではあるが、私としては機会があれば一度自分の目で、麗字85号の「目連救母変文」の紙背の補修状況を確認したいという強い念願があった。さらに中田氏が確認された3断片以外の唐律断片の存否を確認することも重要であり、そのためにはまずなによりも麗字85号と元来同一巻であった残巻を、世界各地に分蔵されている膨大な敦煌文献の中から探し出すことが必要である。

敦煌本の目連救母変文の鈔本は、今日までに十数点確認されている(その中には、単なる習書の類も多く含まれている)。

既紹介の目連救母変文の鈔本は、その内容から大きく三系統に分類されている。<sup>6)</sup>

<sup>5)</sup> この他録文は唐耕耦・陸宏基編『敦煌社会経済文献真跡积録』全5輯(全国図書館文献複製中心、1990)第2輯 p. 499、唐耕耦主編『敦煌法制文書』(『中国珍稀法律典籍集成』甲編第3冊)(科学出版社、1994) pp. 10~11にも収められている。ただし両書ともに中田氏発見のA・B・C断片中のC断片(後述するように岡野はこれをDと改称)を完全に見落している。  
<sup>6)</sup> 目連変文は中国俗文学の白眉と称されるもので、それは主として地獄巡り譚・孝子譚・盂蘭盆会の因縁譚の三要素から構成される。アジア諸地域の宗教・文学・演劇・風俗等への影響も強く、従って関連研究も数多い。研究状況を知るためには、まずは金岡照光編『敦煌の文学・文学』(講座敦煌9)(大東出版社、1990)、V.H. Mair, *T'ang Transformation Texts*, Harvard University, 1989等が有用である。詳細な目連関係文献目録として卯耕茹『目連資料編目概略』(施合鄭基金会、1993)がある。また目連変文の録文としては、王重民他編『敦煌變文集』上下(人民文学出版社、1957初版、1984再版)下集 pp. 701~760にP. 2193、S. 2614、成字96号が収められていて、基本的テキストとして利用されている。この他潘重規編『敦煌變文集新書』上下(中国文化大学中文研究所、1983、84)下巻 pp. 1~72、P. 2193、S. 2164、成字96号、および項楚『敦煌變文選注』(巴蜀書社、1990) pp. 644~721、S. 2614等がある。

この他郭在貽他著『敦煌變文集校讀』(岳麓書社、1990) pp. 371~396等、変文の文字の校勘に関する研究も多い。翻訳には入矢義高編『仏教文学集』(中国古典文学大系60)(平凡社、1975) pp. 54~81、底本S. 2614、V.H. Mair, *Tun-huang Popular Narratives*, Cambridge University Press, 1983, pp. 86~127、底本S. 2614等がある。関連して沢田瑞穂『地獄変—中国の冥界説—』(法蔵館、1968)、小川貫式『仏教文化史研究』(永田文昌堂、1973)、岩本裕『仏教説話の源流と展開』(仏教説話研究II)(開明書院、1978)、同『地獄めぐりの文学』(同前IV)(同社、1979)等も重要な研究成果である。

- I. 「大目乾連冥間救母変文并図一卷并序」 S. 2614、完本全 425 行。
- II. 「目連縁起」 P. 2193、完本全 242 行。
- III. 「目連救母変文」〔擬題〕 成字 96 号、不全、存 65 行。

ところで中田氏によって、律 3 断片の貼付が発見された麗字 85 号は、その書式、書風、内容等から霜字 89 号の「目連救母変文」〔擬題〕と同一本であった可能性が強く、実際『敦煌宝蔵』の写真によって両者を比較してみると、前者の末行と後者の初行がぴったり一致し、元来同一本であったことが判明する。これまでの研究では両者を別々の鈔本として取り扱ってきたが、今後は麗字 85 号+霜字 89 号として考えるべきである。ただ麗字 85 号+霜字 89 号は合わせて 125 行存するが、巻頭・巻尾のいずれをも欠いている。そしてその形式・内容から判断すると、前掲 I の系統の一鈔本ということができる。以上は前掲拙稿中の職制律断簡に対する私見の要旨である。

## II. 職制律新断片の発見

1994 年春、私の念願がかなって、3 ヶ月間北京大学に滞在することができた。この機会を利用して私は早速自分の仮説（すなわち麗字 85 号の紙背に補修紙として唐律断片が用いられているのであれば、霜字 89 号の紙背にも唐律断片が存在する可能性が大きいはずである）を確認しようと考えた。

しかし周知のごとく敦煌文献は極めて貴重な資料であり、なおかつものによっては保存状態が必ずしも良くはない。幾度かの交渉の後に、ようやく私の目の前に両巻が並べられたのは、北京図書館に通い始めて一ヶ月半がたった頃である。

高鳴る胸を押さえつつ、包紙を開き、麗字 85 号残巻を取り出す。確かに「目連救母変文」であり新たな補修が施されている。つぎにその紙背に目をやると、驚いたことに唐律断片が無いのである。必ずしも厳密には数えられないが、大小合わせて四ヶ所ほど紙背から紙片を剥離した痕跡があり、その部分だけ紙が著しく薄くなっている。

ついで霜字 89 号残巻を見る。こちらも近年補修がなされていて、『敦煌宝蔵』の写真から想像したよりもむしろ状態が良い。ただ第 1 紙紙背には比較的大きく紙片を剥離した跡が一つあり、第 2 紙紙背には、逆に不整形な、厚手の粗紙が貼られている。その内側に文字があるか否かは不明である。これ以外には文字もなく古い補修紙もない。かくして私の仮説も念願も見事に打ち砕かれてしまったのである。

その後、善本閲覧室職員に、両残巻から剥離した紙片を見たいとの要請を伝えた。それに対する答は、善本室の責任者に直接会って話すことが必要であると言われ、早速実行にとりかかった。責任者の李際寧氏は剥離断片を見たいという私の要求に対して、現在整理中であることを理由に丁重に断られた。それは彼の立場からすれば当然の答である。我々はしばし別の事柄を話題にし、やがて私は彼の部屋を辞去するために立ち上がり、『敦煌宝蔵』に存在している唐律断片を確認するため、北京までやってきたのに誠に残念である旨を述べた。すると彼は少し待つようと言っ

て、文書番号を記した私のメモを手にして別室に去った。間もなくして二つの紙製のファイルを持って戻って来られ、これらの中に私が探している断片があるかどうかと尋ねられた。一方のファイルには、麗字 85 号から剥離した数断片が収められており、その中には、確かに中田氏が発見・紹介された職制律の 3 断片が含まれていた。他方霜字 89 号のファイルを見ると、こちらにも数種類の紙片が収められていて、その中の 2 小片は、明らかに先の 3 断片に繋がるものである。私はジグソーパズルのように五つの断片を机の上に並べて、これらが職制律の一部であり、補修紙が共通であることから、麗字 85 号と霜字 89 号は元来同一本であることが証明できると説明した。

私はこれら 5 断片について簡単なメモをとり、北京大学の宿舎に戻ったが、いささか気が動転していて多くの重要な事項を確認し忘れたことに気付いた。翌日再度李氏にお願いして、二つのファイルを見せていただくことにした。前日のジグソーパズルの効果であろうか、今度は快くファイルを提供して下さった。

このようにして新たに発見された職制律 2 断片を、中田氏発見の 3 断片に接合してみると、5 断片は図 1 のように、完全に綴合することが明らかとなった。

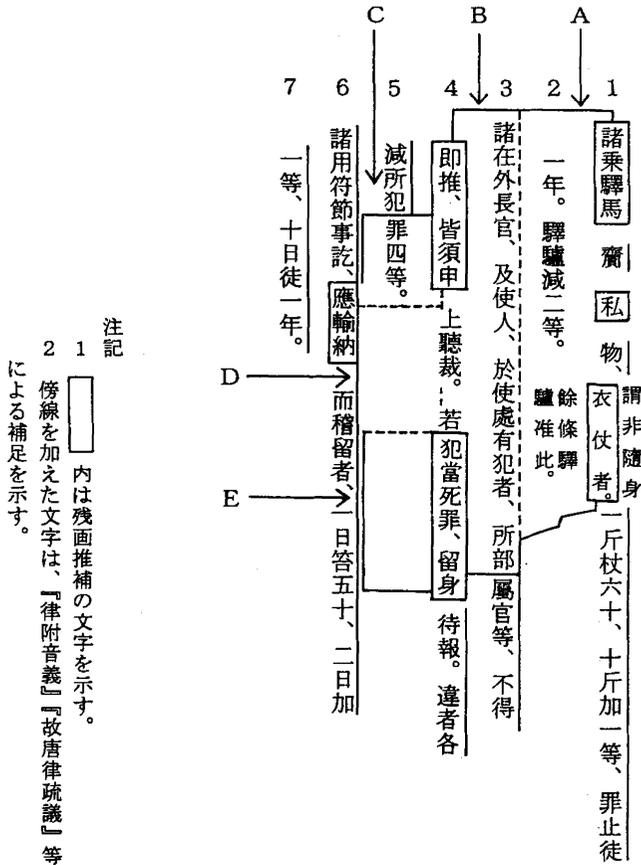


図 1 職制律断簡（麗字 85・霜字 89 号貼付）  
 中田氏発見の C 断片を D と改称する。断片 C と E が新紹介。

今、中田氏発見の3断片(A・B・C)のうちCを、その位置関係からDと改称し、新たに見出された2断片を、C・Eと名付けることとする。

これら5断片に共通することを述べるならば、紙質はやや厚手で、薄茶色である。文字は大変整っていて、一見して盛唐期の官写本と考えられる。紙背はいずれも無字である。

以下私の計測結果を示しておく。

A断片 幅23mm、高164mm

B断片 幅23mm、高205mm

C断片 幅25mm、高35mm

D断片 幅23mm、高44mm

E断片 幅23mm、高69mm

5断片を机の上に並べてみると、おおよそ幅70mm、高205mmとなる。なおC・Eの法文の字句については、『律附音義』『故唐律疏議』等の伝存文献と一致する。とりわけ各条の2行目以下を一字下げて記す書式は、北宋のはじめに『唐律』12巻を覆刻し、孫奭撰の『律音義』1巻を附して版行された『律附音義』のそれと同じである。ただしこれら5断片は、毎行大字21字であるのに対し、『律附音義』は毎行18字である点が異なっている。<sup>7)</sup>

### Ⅲ. 「目連救母変文」断簡（麗字85号と霜字89号）について

つぎに唐律断片等によって補修されながら、長期間大切に使用されたと推測されるこれら二つの「目連救母変文」断簡そのものについて、私の見たところを記録しておこう。

まず麗字85号は、すでに補修がなされており、用紙は全体薄茶色を呈している。紙背の状況については前述した通りである。本断簡は前缺し、巻末は後述するように霜字89号と綴合する。本断簡の紙幅は122.7cmで、全6紙からなり、63行残存している（以下、参考のため両巻の各紙の冒頭、あるいは末行の一句を記すが、その頭に記したアラビア数字は巻一残存部分の幾行目、巻二についてはその題目を第1行目と数えて行数を表示する。引用部分は原文のままである）。

第1紙 幅280mm、高290mm（紙高は以下同）、存15行（上部缺、1「嬢々抄写一行経……」）

第2紙 幅266mm、全15行（16「恨不将身而自滅……」）

第3紙 幅85mm、全1行（1「卷第二 如来領竜神八部 □□」）。の前に3行分の空行あり。

第4紙 幅146mm、全8行（2「前後困遶放光動地救地獄之苦□……」）

第5紙 幅430mm、全23行（10「破壊鉄九化作磨尼宝……」、32「……手把金匙児自哺」）

第6紙 幅20mm、存1行（33上缺「見 将得飯鉢来」）

<sup>7)</sup> 『律附音義』は、唐装本2冊として1979年上海古籍出版社から初めて影印版が出され、1987年にはその縮印版が洋装本1冊として同社から出版されている。拙稿「北京図書館蔵宋刻律十二卷音義一卷簡介」（『中嶋敏先生古稀記念論集』上巻、1980）pp.409～436、同「近刊の景宋刊本律附音義について」（『法律論叢』明治大学、第53巻第1・2合併号、1980）pp.55～125、同「影印版とは何か」（『法史学研究会会報』第4号、1999）pp.14～18参照。

これらのうち巻一残存部分の第9～10行目には朱読点があり、第10行目の「嬢」の右側には朱の「△」印がある。朱読点は、第24～29行目にも見られ、さらに第26・27・30行目では上の句と下の句を朱線で結んでいる。まさに巻一の終結部分にあたり、変文の演出方法となんらかの関連が考えられよう。

巻二に入ると、導入部の第2～8行にかけて、やはり朱読点が見られる。

つぎに霜字89号断簡について述べることにする。全体に薄茶色の紙質。文字は淡いが勢いがあり、なかなかの達筆である。紙背の状況については先に紹介したので再述しない。こちらも紙背の補修紙を一点を除きすべて剥離し新たに補修がなされている。巻頭はすでに述べたように麗字85号と綴合する。巻尾はちょうど紙縫の所で切れて残缺している。現存部分の紙幅は116.6cmで全3紙、63行からなる。

第1紙 幅430mm、高288mm（紙高は以下同）。存23行（33「青提夫人雖遭地獄之苦……」。この行末がすなわち麗字85号の前掲の一句であり、両巻は完全に綴合することが分かる。そのため全体の行数を計算する時、1行減ずる必要がある。）

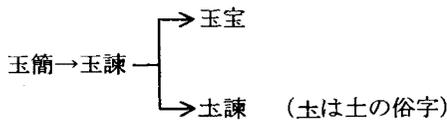
第2紙 幅430mm、全23行（56「水将阿嬢……」）

第3紙 幅306mm、全17行（79「苦従七月十五日……」。巻尾の第95行目は残画が見えるが判読できず。その前の第94行目は「……朝問長者念三□」である。）

霜字89号では、第3紙の87「<sup>惣</sup>惣不見阿嬢」の「惣」字（少し判読しにくい）の右側に朱字で「惣」と記されている。

なおこれらの計測結果から、麗字85号の第5紙、霜字89号の第1、2紙に見られるように、紙幅430mm、高さ約290mmが、ある時期の標準的な紙の大きさを示していることが分かる。

さて私は、前掲拙稿（1992）において、麗字85号+霜字89号が「目連救母変文」諸鈔本の中ではIの系統に属するものの、完本である「大目乾連冥間救母変文并図一卷并序」（S.2614、貞明7年、921年の識語を有する）よりやや早い時期の鈔本ではないかと述べた。その論拠の第一は、断簡に現れる「金牌玉諫」と「……玉諫、……金牌」の語が、各鈔本によって用字を異にしていることである。そして私としては、これらの用語について、



と変化したものと推測した。そして第二の根拠は麗字85号+霜字89号のみに「巻第二」の文字が見られることである。これは変文の巻次を表すと同時に、すでに失われた画卷とも関連がある。第三には若干の文字校勘上の長所を挙げうる。以上のことは、すでに拙稿において述べたのでこれ以上詳述しない。

ところで拙稿を書いた時点で気になっていたことであるが、如来が帝釈・梵天およびその他諸天を引き連れて、地獄に降下する場面に、先述した語句が現れる。

帝<sup>(釈)</sup> 釈 向前持玉宝、梵王従後奉金牌 (S. 2614)

帝釈向前持玉諫、梵王従後奉金牌 (麗字 85 号)

この一文をかつて入矢義高氏は、前掲『仏教文学集』において、

帝釈は先頭に玉簡を捧げ／梵天は後方に金牌をかかぐ (p. 72)

と訳され、それ以前に現れる場面において、獄主が目連に語る言葉、

金牌土諫無措洗 (S. 2614)

金牌玉諫無措洗 (麗字 85 号)

について同氏は、

金牌玉簡 [に記録されし罪業] は消し去ることなく (同前 p. 70)

と訳され、さらに注釈を加えて、

金牌玉簡 後漢の応劭の『風俗通』巻二に俗説として挙げる岱宗 (泰山) 信仰によると、そこには金篋玉策があって、人間の寿命がすべて記録されているという。ここは閻羅大王の判決記録の原簿をいうらしい。(同前 p. 80 注 54)

と記している。

比較の意味で、V. Mair 氏の翻訳を前掲 *Tun-huang Popular Narratives* に見てみよう。前者については、

Sovereign Śakra went forward carrying a jade token,

Brahmā followed behind holding a jade tablet ; (ibid. p. 113) <sup>8)</sup>

と訳し、後者については、

The records of sins on the gold tablets and jade tokens cannot be wiped or washed away, (ibid. p. 110)

で、基本的に入矢氏と同様の見解である。

仏教図像学から見て、「金牌玉簡」は必ずしも帝釈・梵天の儀軌に合致しない。私自身「玉簡」の語は意味を解し難く、音通 (中古音での) の「玉簡」が元来の形で、それが「玉諫」に書き誤られ、明清の『玉曆鈔伝』の「玉曆」や「玉歴」の語につながっていったものとする。<sup>9)</sup>

ただ今回関連資料を調べる中で、「帝釈の玉の鏡」なるものが気になった。この言葉は日本の平安時代中期、永観 2 年 (984) に源為憲によって著された『三宝絵詞』全 3 巻 (ただし絵は現存せず) の下巻正月の条に、

まさに知るべし、帝釈の玉の鏡に照らし、閻王の<sup>こがね</sup>金の<sup>かた</sup>札に注すべし。<sup>10)</sup>

とある。

なぜ玉の鏡が出てくるのかは不明であるが、一つの可能性として、ある種の文献が「玉簡」をやはり音通である「玉鑑」と理解したのではなかろうか。もしそうであれば、「玉の鏡」と理解さ

<sup>8)</sup> a jade tablet は a gold tablet の誤りであろう。

<sup>9)</sup> 『玉曆鈔伝』が宋刻本までさかのぼる可能性については、前掲沢田瑞穂『地獄変』pp. 30~36 参照。

<sup>10)</sup> 江口孝夫校注『三宝絵詞』上下 (現代思潮社、1982) 下巻 pp. 14~15

れてもおかしくはない。加えて「金の札」はまさに「金牌」の意であろう。

ちなみに『三宝絵詞』下巻の七月条には「孟蘭盆」の項があり、「孟蘭盆経」を引用して目連救母の故事を述べ、ウラボン<sup>盆</sup>会の意義を説いている。(同書下巻 p. 110~115)

## 小 結

上述したところを簡単にまとめると、以下の3項となろう。

1. かつて中田篤郎氏が、北京本敦煌文献のマイクロフィルムを通じて麗字 85 号紙背に見出した唐職制律 3 断片は、北京図書館において 1994 年までに剥離され別置されている。筆者はそれらを確認すると同時に、霜字 89 号紙背から剥離された紙片の中から、新たに唐職制律 2 断片を見出した。そしてこれら 5 断片は、綴合することが判明した(唐職制律第 39、40、41 条)。改めて中田氏の慧眼に感服する次第である。
2. 麗字 85 号と霜字 89 号が同一本の分離したものとする筆者の仮説は、紙背に補修のため貼られた唐律断片の共通性によって一層強められた。この結果、今後「目連救母変文」研究上両断片の利用価値がさらに増すものと考えられる。
3. 「玉簡金牌」の語は、仏教図像学に必ずしも忠実なものではなく、特に「玉簡」と「玉諫」は普通の語で、後世の「玉曆」「玉歴」へと変化してゆくものであろう。一方日本では「帝釈の玉の鏡」という表現があり、ここから逆にある種の文献で「玉簡」が「玉鑑」と理解されたことが想定され(これも普通であらう)、それが「玉の鏡」という表現になったものであろう。

私の専門とする法制史の枠を越えての議論は、推測に頼る点が少ないが、敦煌吐魯番学が実に多様な専門分野から構成されることを思い、他分野の方々には何らかの参考になればと考え、敢えて未熟な私見を公表することとした。専門家各位からご教示をいただければ誠に幸いである。

## 追 記

1. 注 1) に記した TTD・IV の A は本年(2000、ただし表紙の刊年は 1989) 刊行された。また注 3) 「開元戸部新格」のカラー写真が、李際寧主編『中国国家図書館蔵敦煌遺書精品選』(同図書館、2000) pp. 14~15 No. 21 に収められた。
2. 本稿は、中国北京市の首都師範大学で開催された「敦煌藏経洞発見百周年記念 国際学術会議」(原題「紀念敦煌藏経洞発見一百周年国際学術研討会」2000 年 6 月 21~25 日) において発表された。中文訳稿や梗概の作成に際し、同僚の張競教授、小室輝久講師から多大なご協力とご教示を得たことをここに記し、感謝の意を表したい。なお職制律の 5 断片が綴合することは、他の史料調査の結果とともに口頭発表の中で言及したことがある(漢学研究中心学術討論会、1994 年 11 月 23 日、台北・国立中央図書館、および法制史学会第 43 回研究大会、1995 年 10 月

7日、京都・立命館大学)。

3. 本稿は、明治大学社会科学研究所個人研究の報告書であることは言うまでもないが、かつて三島海雲記念財団から受けた研究助成による研究成果の一部でもある。

本稿校正中に、山本達郎先生（東京大学名誉教授・日本学士院会員）の訃報に接した（2001年1月24日逝去、90歳）。先生は、私のような専門外のはるかに年下の者に対しても、常に温容をもって接して下さった。心より哀悼の意を表したい。

（おかの まこと）